

職員の給与に関する条例第23条の2第5号の規定による宮城県警察本部長が認めたものを定める訓令

平成22年11月30日

宮城県警察本部訓令第18号

職員の給与に関する条例第23条の2第5号の規定による宮城県警察本部長が認めたものを定める訓令を次のように定める。

職員の給与に関する条例第23条の2第5号の規定による宮城県警察本部長が認めたものを定める訓令

- 1 職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）第23条の2第5号に規定する任命権者が認めたものは、次に掲げるものとする。
 - (1) 給与の過払金に係る返納金
 - (2) 職員相互の福利厚生又は親睦を主たる目的として所属、職その他これらに類するものを単位として組織された団体の会費その他の費用
 - (3) 厚生に関する計画に基づいて実施される事業に参加するために職員が負担すべき費用
 - (4) 警察共済組合宮城県支部に対して支払うべき物品の購入代金
 - (5) 警察その他の行政機関又はその業務が警察その他の行政機関の事務若しくは事業と密接な関連を有する団体が発行、あっせん又は紹介する図書その他の印刷物（購入について、所属において取りまとめを行うものに限る。）の購入代金
 - (6) 支給又は貸与された被服のクリーニング代金
- 2 他の行政機関からの派遣等により新たに職員となった者が、当該行政機関で定めるこの訓令と同様の規程等に基づき給与から控除されていたものがある場合は、前項に規定するもののほか、当該控除されていた額に相当する額をその職員の給与から控除することができる。

附 則

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日本部訓令第13号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。